



Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第2報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 24(2), 147-184
Issue Date	1974-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31287
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(2)_P147-184.pdf



帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析（第2報）

荒 又 重 雄

Ⅲ 1900年—1905年の『報告集成』に関する初歩的分析（続）

労資関係の規制を課題とした1886年工場法は、その中心的内容の一つとして、諸事業場における罰金制度の規制基準を含んでいた。すなわち、工場支配人が労働者に罰金を賦課できる場合は特定され、罰金を賃金から控除できる上限は、支払い賃金総額との関係の中で特定され、徴集された罰金による基金の管理方法および利用方法が特定されていた。工場監督官は、そうした法律の内容が実施されているかどうかを監督し、さらに罰金基金から扶助金を支出するにあたっては、原則としてこれにいちいち認可を与えることが予定されていた。¹⁾ 1886年6月3日付のこの法律は、同年10月から、さっそく、ペテルブルグ、モスクワ、ウラジミルの3県で実施された。それまでのもろもろの罰金制度は、法にあわせて調整された上で、法律の保護のもとに実施され、その中で罰金基金がつみたてられて行った。

つづいて、1890年12月4日付で罰金基金支出規則が大蔵大臣によって公布された。そこで、罰金基金から支出される労働者への扶助金の種類が確定された。また、支給の手続きも決められた。それとともに、基金の安定を判断の基準としたかたちで、扶助金総額を調整すべきこと、基金の安全のために一定額以上は預金さるべきこと、などがきめられた。この1890年規則にそった歴史的経験の上に、1895年、サンクト・ペテルブルグ工場問題審判所は1890年規制の「解説」を作成し、各種の扶助金額の目安を、被支給人の賃金額との関連を指示する形でうち出した。とはいえ、この目安も、主として上限を指示するものであった。²⁾

1886年工場法の適用地域が拡大してゆくと、工場監督官たちによって監督

さるべき罰金制度も拡大して行った。第26表はそうした罰金制度の普及状態を示している。数値は、実際に罰金制度が機能している事業所数の、工場監督下にある全事業所数に対する割合をパーセントであらわしたものである。形式上は罰金制度が存在することになっているが、実際は一度も罰金が賦課されなかった事業所は排除されている。第26表の数値を概観すると、工場法に支援された罰金制度は、帝政ロシアの全版図に普及していること、また、

第26表 罰 金 制 度 適 用 状 況
(実際に罰金が賦課された事業所の工場監督下事業所に対する割合)

	1900	1901	1902	1903	1904	1905
(事業所比率)						
ベ テ ル ブ ル グ	41.2	41.9	40.9	48.4	47.5	44.8
モ ス ク ワ	36.0	32.6	34.9	35.6	36.4	32.1
ワ ル シ ャ ワ	23.3	24.9	26.9	27.4	27.7	20.8
キ エ フ	22.7	22.1	24.2	22.5	25.9	24.6
ポ ボ ル ジ	16.4	18.4	20.3	20.1	19.1	15.7
ハ リ コ フ	20.7	20.6	25.2	25.3	28.1	22.9
(その事業所に属する労働者比率)						
ベ テ ル ブ ル グ	73.7	80.6	79.9	79.7	79.4	84.4
モ ス ク ワ	80.2	79.0	80.2	80.0	80.5	78.3
ワ ル シ ャ ワ	73.9	75.6	73.3	73.9	72.8	68.6
キ エ フ	63.0	64.5	66.0	54.3	64.2	63.8
ポ ボ ル ジ	51.2	44.4	49.3	50.5	52.8	50.4
ハ リ コ フ	42.0	56.9	58.2	59.5	60.1	60.3

ますます普及しようとする傾向が少くとも存続していること、がわかる。事業所数での比率よりも労働者数でみたときの比率の方が大きいことから、罰金制度はとりわけ大企業において活用されていることがわかる。このことは、巨大企業が大きな地位を占めているモスクワ管区とベテルブルグ管区において、とくに罰金制度が普及していることとも照応している。帝政ロシアでは、少なくともこの時期までは、資本の集積過程と罰金制度の普及過程とは照応していたともみられる。

とはいえ、資本の集積過程と、農奴制への先祖がえりの危険をもはらんだような罰金制度の普及過程が、そのように照応するわけがない。罰金制度の普及過程は、罰金制度自身の変容過程でもあるはずである。第27表はそのことを示唆している。1905年は特別の性質をもった年度なので、これはずせば、罰金賦課の件数は増大傾向を示している。その一方で、賃金100ルーブリ

第27表 労働者への罰金賦課

	件数	賦課金総額 (ルーブリ)	賃金100ルーブリ 当り罰金 (コペイカ)	1人当り罰金 (コペイカ)
1901	2,372,283	555,047	22.5	45.4
1902	2,815,572	530,179	21.2	43.1
1903	2,930,205	527,438	19.4	42.0
1904	2,903,172	535,945	19.9	42.5
1905	1,925,669	316,809	12.2	25.0

当り罰金額や、1人当り罰金額は低下傾向を示しているのである。罰金は、賃労働者を陶冶する重要な手段でありつづけているが、職場における指揮系統の整備や、あるいは解雇、といった諸手段との組み合わせの中で占めるその位置は、次第に変化しているものと考えられる。

罰金賦課の理由別構成も、罰金制度の性格を考慮するさいに重要な資料である。粗漏な作業とは、労働者の不注意でオシヤカを出したり、材料・用具を損傷することである。欠勤とは半日以上にわたるもので、それ以下は規律違反に分類される。規律違反の中には、遅刻だとか、静粛をみだすこと、ばくち、泥酔、不服従、その他が含まれている³⁾。第28表によると、件数としては、つねに粗漏な作業に対するものが第1位を占め、つづいて欠勤、最後に規律違反が位置している。規律違反という範疇で一括される雑多な罰金賦課理由のウェイトの小さいことは、賃労働者の陶冶が進展していることを示している。

とはいえ、罰金賦課理由別構成を工場管区ごとに分類してみると、管区ごとにかなりことになった相貌があらわれる。1905年版『報告集成』は、その総

第28表 罰金賦課理由別構成

	粗漏な作業		欠 勤		規 律 違 反	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1900		249,000		236,463		89,274
1901	1,628,905	244,586	412,520	211,877	330,858	98,581
1902	2,099,843	254,934	394,990	185,937	320,739	88,593
1903	2,207,114	258,611	396,740	181,157	326,351	87,663
1904	2,155,168	246,206	416,960	202,972	331,044	86,765
1905	1,461,859	146,943	272,576	116,624	191,234	53,240
(1901)						
ペテルブルグ	265,413	33,323	128,716	85,565	76,510	29,757
モ ス ク ワ	1,123,044	160,160	177,923	85,564	128,380	35,125
ワ ル シ ャ ワ	193,020	37,017	44,584	10,042	81,518	16,994
キ エ フ	8,633	2,964	15,692	6,532	12,399	4,209
ポ ボ ル ジ	15,741	3,350	18,196	7,372	8,981	3,854
ハ リ コ フ	23,054	7,770	27,409	16,799	23,070	8,639

(注) 金額は1ルーブリ未満切り捨て

論の部の中で、モスクワ、ペテルブルグおよびワルシャワ管区で粗漏な作業という賦課理由が大きな割合を占めるのは、そこで繊維産業が発展しているためであり、同じく、ポボルジ、ハリコフ管区で欠勤という理由が大きな割合を占めるのは、そこにおける金属工業と、キエフ管区における規律違反という理由の重要性はそこにおける砂糖工業と関係がある、とのべている。⁴⁾第28表には1901年についての管区別構成を掲げたが、同じ傾向がみてとれる。さらに、第28表にそって欠勤に対する罰金の1件当り金額を工場管区別に算出してみると、ペテルブルグ——66カペイク、モスクワ——48カペイク、ワルシャワ——23カペイク、キエフ——42カペイク、ポボルジ——41カペイク、ハリコフ——61カペイク、となる。この額は賃金水準とつきあわせてその意義を考えるべきである。キエフ管区は賃金水準が低いから、41カペイクという欠勤への罰金は決して低いものではない。モスクワ管区もキエフ管区について賃金水準が低い。そのもとでの48カペイクも低いものではない。これらに比して、ワルシャワ管区においては賃金水準がペテルブルグ管区について

高いのであるから、そこにおける23カペイクは相対的にみてかなり低いものとみななくてはならない。

同時に第28表は、各工場管区ごとに、罰金賦課理由のみならず、罰金賦課の頻度にいちぢるしいちがいのあることを示している。前稿の第3表にみるように、モスクワ管区における工場監督下の労働者数は、ペテルブルグ管区の2倍弱、キエフ管区、ハリコフ管区の3倍、ポボルジ管区の4倍弱、ワルシャワ管区の2倍強あるわけだが、そうした労働者数の大きさを考慮してもなお、労働者あたり罰金賦課頻度は高いといわなくてはならない。1904年版『報告集成』は、罰金制度の普及しているのは、モスクワ管区全体およびトヴェーリ、ニジェゴロド、トウラ、オルロフ、タンボフなど帝国中央部の諸県である、と指摘している。⁵⁾ トヴェーリはペテルブルグ管区に、ニジェゴロドはポボルジ管区に、トウラ、オルロフ、タンボフはハリコフ管区に所属している。工場管区別ではなく、もっと別の区分を導入するならば、地域的特性は一層顕著にあらわれることが予想される。この作業はのちにゆずることにして、とりあえず、罰金制度はとりわけ中央ロシア的な制度であり、これが専制権力により全版図に拡大して行ったとしても、周辺に普及するにつれて色あせたものに水ましされていったことを認めうるであろう。

次に罰金基金からの扶助金支出を考察しよう。第29表は、扶助金支出の件数、支給金総額、1件当り金額を、扶助種類別年次別に示している。全体として、扶助金支給件数も支給扶助金総額も増大傾向を示している。なかでも、労働災害による永久労働力喪失に対する扶助金、葬祭に対する扶助金、その他（工場監督官が許可を与えたもの）の扶助金が増大している。労働者生活の最低の部分で、人権の伸長がみられる、ということであろう。ところが、1件当りの金額は抑制され、むしろ減少傾向を示している。1890年規則にもとづく工場監督官の活動が、支給件数は労働者間の公平のために増加することはあっても、罰金基金の安定性を確保するために、むしろ1件当り支給額を厳しく統制するものであったことがうかがわれるのである。ちなみに、第29表の数値を1891/92年度のウラジミルに県における罰金基金支出の実績と比

第29表 罰金基金からの扶助金

	労働災害 その他による 労働力喪失	疾病による 一時的 労働力喪失	妊 娠	葬 祭	火災その他 による 資産喪失	その他	計
(件 数)							
1901	3,613	31,060	16,910	13,675	4,957	3,605	73,820
1902	5,859	32,486	20,744	15,598	4,617	6,670	86,028
1903	6,520	35,299	21,166	16,184	5,174	4,556	88,899
1904	7,014	34,311	22,301	18,174	4,241	6,179	92,220
1905	6,575	32,464	18,984	20,241	4,510	9,691	92,465
(支 給 金 額)							
1901	64,368	185,983	65,305	82,854	70,175	33,745	502,432
1902	76,030	173,931	70,825	87,974	51,049	41,554	501,365
1903	82,711	174,767	68,125	88,041	66,790	36,425	516,862
1904	87,585	178,221	74,152	98,214	49,059	48,644	535,877
1905	80,637	174,994	64,067	109,613	56,127	63,733	549,173
(1件当り金額)							
1901	17—81	5—98	3—85	6—05	14—45	9—36	6—80
1902	12—97	5—35	3—41	5—64	10—92	6—20	5—80
1903	12—69	4—95	3—22	5—44	12—91	7—99	5—81
1904	12—49	5—19	3—33	5—40	11—57	7—87	5—81
1905	12—26	5—39	3—37	5—41	12—45	6—58	5—94

(註) 支給金額は1ルーブリ未満切り捨て

1件当り金額はルーブリ——コペイカ

較してみると、1件当り金額は葬祭扶助金をのぞいていずれも第29表の数値の方が小さいのである。

1件当り支給額の抑制にもかかわらず、支給扶助金総額は増大している。1890年規則も、扶助金支給を雇主が拒否することの不当を工場監督官に申立てる権利を労働者にみとめていたし、労働者が賃労働者として陶冶されるにつれて、扶助金受給に対する労働者の権利意識はつよまったであろう。ところが一方、労働者が賃労働者として陶冶されるにつれて、1件当りの罰金賦課額は減少せざるを得ず、賦課件数の増大により徴集金額を増大させることは可能だとしても、その困難は増大するのである。⁷⁾この関係は第30表罰金基金の動向に如実に示されている。罰金基金総額は1904年末までは増大しつつ

けてはいる。とはいえ、前年に比しての増加額は年々縮少をつづけており、ついに1905年1年間をつうじて労働者への扶助金総額が労働者からの罰金徴集総額を上まわったことにより、基金の絶対額も縮少に転じたのである。第31表は、基金の絶対額の減少が、工場管区別に仕わけしたときどうなっているかを示している。とくに減少の著るしかったのは、ペテルブルグ、モスクワ、ハリコフ管区である。

第30表 罰金基金動向

	期首残高	前年にくらべての増減	労働者からの罰金	労働者への扶助金	期末残高	期末残高資産形態		
						証 券	預 金	事業所金庫
1900	2,408,898	—	575,080	498,312	2,592,376	1,649,739	743,104	199,531
1901	2,628,662	219,764	555,047	502,432	2,753,632	1,977,180	552,212	224,239
1902	2,748,467	119,804	530,179	501,365	2,851,879	2,123,282	515,034	213,580
1903	2,857,336	108,869	527,438	516,862	2,953,667	2,228,830	520,605	204,231
1904	2,955,597	98,260	535,945	535,876	3,032,389	2,305,814	511,305	215,269
1905	3,032,415	76,761	316,809	549,173	2,987,272	2,293,758	457,815	155,698
1906	2,890,673	(-) 141,742	—	—	—	—	—	—

(注) 1 ルーブリ未満切り捨て

第31表 1905年における罰金基金減少

	1905年中の減少額 (ルーブリ)	1905年期首残高に 対する減少額の割合 (%)	(参考) 1900年期 首残高(ルーブリ)
ペテルブルグ	50,120	(-)12.2	330,116
モスクワ	42,790	(-) 1.3	1,922,142
ワルシャワ	11,068	(-)23.4	45,654
キエフ	4,474	(-)10.2	29,501
ポボルジ	7,554	(-)10.8	28,023
ハリコフ	25,734	(-)22.9	53,459
計	141,742	(-) 4.6	—

しかし、1905年中における減少高が1905年の期首残高に占める割合についてみると、様相はことなる。その点で一番大きいのはワルシャワ管区であり、つづいてハリコフ管区である。第31表に参考として付した罰金基金1900年期首残高をみると、各工場管区ごとにはなほだしい差がある。まさに圧倒的な

のがモスクワ管区であり、それはモスクワ県、ウラジミル県など、いち早く罰金基金の積み立てを行なってきた諸県がこの管区に含まれるからであろう。ペテルブルグ管区がこれにかなりおくれてつづき、残余の管区はさらにこれより1ケタ小さいのである。1905年のような状態がつづけば、これらの管区の基金は、遠からず枯渇するであろう。さらに、豊富な資金をはこるモスクワ工場管区とて、これをつぎつぎにとりくずすことは、専制政府にとって重大である。第30表にみるように、積立てられた基金は大部分が証券および貯蓄金庫の預金の形をとっている。双方ともおそらく政府証券と「郵便貯金」のごときものといった政府の資金である。ベルリンやパリで多額の外債を発行しなくてはならなかった専制政府にとっては、総額 300 万ルーブリのこの資金はどうしてもよいものではありえなかったであろう。1903年労働者災害補償法や、1912年社会保険法の必然性の一端は、ここにもあったと思われる。

1895年5月29日付法律により、閉鎖された事業所の罰金基金残高と、工場問題審判所が工場支配人に賦課した罰金とによって帝国労働者疾病傷害扶助基金 *государственный фонд для выдачи пособий больным и увечным рабочим* が形成されることになった。この基金は1900年以後は大蔵省によって作成された規則 *порядок* によって監督されることになった。さらに、この基金からの支出に、1901年6月8日付で勅裁をうけて法律となった枢密院の意見 *мнение* で基準が立てられた。その法律によると、支給扶助金の種類は一時金と3年以内の期間継続して支払われる扶助金とであって、総支給金額は、その予算年度の利息と、年間の収入予算（もちろん利息をのぞいてであろうが）の半分の金額の合計であった。この基準による実際の扶助金支給は、1902年7月1日から⁸⁾はじまった。第32表はその基金の動向を示している。ただし、この表の数値は工場監督官の独自の調査の結果ではなく、会計検査部 *государственный контроль* の報告を転載したものであって、『報告集成』は、公表された数値の中味は残念ながらあまりよくわからない、と記している。⁹⁾ また、この基金は多額のこげつき債権をかかえていたようである。

第32表 帝国労働者疾病傷害扶助基金動向

	期 首 残 高	収 入	支 出	期 末 残 高
1902	—	—	24,441	—
1903	395,475	84,488	43,939	436,023
1904	436,023	65,253	39,547	461,729
1905	461,729	53,451	38,616	476,564

1 ルーブリ未満切り捨て

帝政ロシアの労資関係法においては、工場支配人と労働者とが相互に相手に対してつ不平をなすだけ直接にぶつけあわず、紛争がこじれないように、工場監督官に申し立てさせ、工場監督官がその陳情を審査し、法に照してどちらの言い分が正しいかを判定するものとされていた。第33表は、工場支配人が労働者に関する不平を工場監督官に訴えた陳情の年次別・工場管区別構成である。全体としての件数、関連する労働者数が次第に減少してゆく傾向がみてとれる。1905年の数値のみは審査された件数であり、この年は工場監督官がとりわけいそがしいので、他の年次にくらべて数値が小さく出て

第33表 労働者に関する工場支配人の陳情

	1900	1901	1902	1903	1904	1905*
ペテルブルグ 件 数	—	264	144	155	151	167
労働者数	702	931	551	355	303	—
モスクワ 件 数	—	403	273	260	120	137
労働者数	722	730	901	562	494	—
ワルシャワ 件 数	—	172	130	153	88	177
労働者数	185	448	256	513	223	—
キエフ 件 数	—	160	199	153	82	89
労働者数	348	657	970	427	268	—
ポボルジ 件 数	—	196	163	145	85	75
労働者数	250	496	399	332	165	—
ハリコフ 件 数	—	360	260	288	208	224
労働者数	472	762	588	1143	489	—
合 計 件 数	—	1555	1169	1154	734	869
労働者数	2679	4024	3665	3332	1942	—

* 1905年のみ審査された件数、他は申立てられた件数

いると推定されるが、とはいっても1904年にくらべての増加度がさしたるものではないことが注目される。ロシアのブルジョアジーが労働者支配にさいして専制にたよることから次第に脱脚しつつあるものと読みとれる。工場管区別にみたときも、このことはいえる。工場法対象労働者数において圧倒的なモスクワ、ペテルブルグ、ワルシャワの3管区は、それにふさわしいし地位を工場支配人の陳情件数や関係する労働者数において、占めていない。資本の集積過程の進展している地域ほど、ブルジョアジーは労働者支配において自立している。

労働者に関する工場支配人の不平の中で圧倒的な位置を占めているのが、期間を定めた雇用では期間の満了をまたずして、また期間の定めなき雇用では2週間前の予告なしに、労働者が勝手に工場を去ることである。第34表は審査された数で集計されているので、第33表の申立てられた数と少しずれるが、そのずれは取りたてて云々すべきほどではない。その意味で、第33表と第34表を対照すれば、労働者の勝手な退去という理由が圧倒的地位を占めていることをよみとりうる。

第34表 労働者の勝手な退去に関する工場支配人の陳情
(訴えられた労働者数)

	1900	1901	1902	1903	1904
ペ テ ル ベ ル グ	425	440	507	256	258
モ ス ク ワ	652	602	645	353	316
ワ ル シ ャ ワ	104	332	187	315	116
キ エ フ	316	605	878	399	210
ボ ボ ル ジ	267	545	283	293	128
ハ リ コ フ	424	663	464	919	451
合 計	2,188	3,187	2,964	2,535	1,479

(注) 審査された数

この、労働者の勝手な退去事件発生状態について、1901年版『報告集成』が総論で多くを叙述している。大凡次のごとくである。一般に労働者の勝手な期限前退去が発生する理由は、労働者が春や夏に野良仕事に帰ることと、

より支払いの高いところへと流動することである。モスクワ県主任監督官ののべるところによると、夏には建設作業がはじまり、労働者を誘引する。帝政ロシアの工場法においては、労働者の勝手な期限前退去は刑事責任を追及され、刑法 51⁴ 条で処罰されるのだが、ウラジミル県主任工場監督官は、そうした方法よりは、夏じゅう退去しなかった労働者の賃金にプレミアムをつけてやる方法がのぞましい、とのべた。スモレンスク県主任工場監督官ののべるところによると、労働者の期限前退去事件は、期間の定めなき雇用のものには例がなく、もっぱら年雇、夏期雇のものにおこる。2週間前の退去予告制度については労働者に周知されており、期間を定めた雇用にあるものが、退去予告のために事務所を訪れ、そこで拒否されておどろいたりしている。期間を定めた雇用は、大部分の労働者を他県や他郷からあつめ、彼らに前借金を与え、地元の労働者より安く働かせることを期待する工場主や、労働者が夏に退去しないよう期待する工場主やによって採用されているが、労働者は自分たちに不利なので契約を破るのである。労働者たちも、秋や冬にやとわれるときは長期の仕事を確保しようとのぞむが、冬がすぎて夏になり、賃金の市況が定額賃金のものに不利になると、より高いところを求めて逃げ出すのである。今や長期間契約は、契約遵守の保証にならない。ヴヤトカ県の報告では、そこでは労働者は半年づつの期間で雇用されるが、労働者は刑事責任をとわれて1カ月未満留置されても、退去する方が利益となる。キエフ工場管区では、労働者の勝手な退去事件はとりわけ砂糖工場や煉瓦工場で発生しているが、管区工場監督官ののべるところによると、こうした事件は、遠隔地から数カ月契約で前借金を与えてつれてくる雇用方法に問題があるのであり、労働生活条件が雇入れのさい示されたものとはがっていたり、労働者が冬に支払う税金のために前借金をうけとるの¹⁰⁾必要があり、そのため極端に低い賃金を認めざるを得なかったりするのである。

古い雇用形態を必要以上に擁護する理由はないわけである。中央工場鉱山問題審判所は規程を作成し、労働者が勝手に退去したことの不法性、したがって労働者の職場放棄の証明義務は、工場支配人にある、とした。これは1901

年4月21日付大蔵大臣回状となつて、各地の工場鉱山問題審判所および工場監督機関メンバーにあてて発せられた。¹¹⁾

ところで、申立てられた工場支配人の陳情はどのように審査されたであろうか。第35表をみると、大むねその年度中に処理されている。そこで注目すべきは、審査が工場監督官事務所で行なわれる場合と現地で調査の上おこなわれる場合とがあることである。件数からみると、事務所で処理されたも

第35表 工場支配人の陳情処理状況

	前年よりの もちこし	この年度に 申立てされ たもの	審査されたもの		翌年に もちこし
			現地で	事務所で	
(件数)					
1901	84	1,555	526	1,095	18
1902	19	1,169	416	757	15
1903	15	1,154	429	729	11
1904	11	734	303	437	5
1905	—	—	540	329	—
(労働者数)					
1900	124	2,679	1,330	1,365	107
1901	118	4,024	2,446	1,669	27
1902	28	3,665	1,976	1,698	19
1903	19	3,332	1,825	1,514	12
1904	12	1,942	1,091	824	39

のが多い。ところが労働者数でみるとむしろ現地で処理されたものの方が多い。ということは、より多数の労働者が関与しているような大事件は、これを工場監督官が重視し、現地に出かけたことを示すものであろう。それかあらぬか、1905年には、件数においても現地で処理されたものの方が多い。第36表にその審査の結果をみよう。先に、諸事件の中から労働者の勝手な退去事件をのぞいた残余の部分についてみると、いずれの年度においても和解成立が大部分を占めている。工場監督官による労働者説得という形での調整活動がある程度効果をあげているものと推定される。調整活動が目的を達せず、工場支配人に労働者を法廷に訴えるよう助言する件数が10%前後である。そ

第36表 工場支配人の陳情審査結果 1

(訴えられた労働者数)

	1901	1902	1903	1904	(1900)
労働者の勝手な退去事件					
罪の証明不能で却下	735	1,063	503	253	—
申立て人の取下げ	295	250	253	164	—
和解成立	1,222	851	1,025	558	—
法廷もちこみを助言	29	68	26	—	—
監督官による法廷もちこみ	640	561	618	450	872
未了	266	171	110	54	—
計	3,187	2,964	2,535	1,479	2,188
その他の事件					
罪の証明不能で却下	158	150	69	118	—
申立て人の取下げ	7	35	19	24	—
和解成立	648	410	687	269	—
法廷もちこみを助言	123	150	73	46	—
未了	6	—	—	2	—
計	942	745	848	459	—

れに比して、労働者の勝手な退去事件においては、和解成立の比率はもっと小さい。そして、和解の件数に近いくらい監督官による法廷もちこみ（刑法51⁴条違反として）の件数が多い。また、申立ての人の取下げや工場監督官による却下の件数も全体の中でより大きな比率を占めている。この分野における工場監督官の調整活動が困難になっていることをみとめうるであろう。

第37表は1900年後半期のもので、1901年以後の分と集計の仕方が異なっている。労資の双方が相手方について、契約条件に違反している、したがって契約の牢固性（不可侵）原則に違反している、と不平を訴える陳情 жалоба と、労資双方が相手方について、誤解から紛争が生じそうなので調整してほしいと工場監督官に介入を要請する請願 просьба とが、1900年版の表では分離していないようである。陳情の容れられたとは何をいみするのかよくはわからぬが、労働者の勝手な退去事件についていえば、「勝手に退去したが説得に

第37表 工場支配人の陳情審査結果 Ⅱ
(訴えられた労働者数)

1900		ベテル ブルグ	モ ク	ス ワ	ワルシ ャワ	キエフ	ボル ジ	ハ コ	リ フ	計
労働者の勝手な退去事件	申立数	425	652	104	316	267	424	2,188		
陳情の入れられた数		247	380	60	173	146	339	1,345		
雇用条件変更要求事件	申立数	39	50	10	38	9	3	149		
陳情の容れられた数		10	50	6	35	7	3	111		
雇用条件違反事件	申立数	81	6	13	4	12	3	119		
陳情の容れられた数		74	5	8	3	5	2	97		
秩序びん乱事件	申立数	159	17	56	21	12	24	289		
陳情の容れられた数		144	10	46	16	—	2	218		
計	申立数	704	725	183	376	300	454	2,745		
陳情の容れられた数		475	445	120	227	158	346	1,771		
勝手に退去したが説得により戻る		95	112	48	73	44	143	515		
もとの雇用条件にもどることで諒承		120	30	9	53	8	8	228		
514条により法廷に訴えられる		157	312	11	101	96	195	872		
双方の同意による契約破棄		—	66	4	1	12	—	83		
合意に到達		—	22	49	—	—	—	71		
却下された事件		184	95	37	102	62	60	540		
法廷に訴えるよう助言		8	37	9	18	9	27	108		
罰金		100	—	—	—	—	—	100		
審査なし		40	30	16	22	20	17	145		
審査中止		—	—	—	9	—	4	13		
結果不明		—	20	—	—	—	—	20		
計		704	724	183	379	251	454	2,695		

よって戻った」件数と「514条により法廷に訴えられた」件数とを合せると、ほぼ、「陳情の容れられた」件数に合致する。この推定にしてあやまりなければ、工場監督官の調整活動の力点は労働者の説得であった、との判断は一層かためられる。

労働者が工場支配人に関する不平を工場監督官に訴えた陳情の方の動向はどうであろうか。第38表をみると、全体としての傾向はやや安定したものである。大蔵省工業部は、全く個人的に申立てられたものと、集団的に申立てられたものを慎重に区分し、その動向に注目している。件数では個人的な申

第38表 工場支配人に関する労働者の陳情

	1900	1901	1902	1903	1904	1905*
個人的陳情 (件数・人数)	8,992	11,732	11,200	11,056	10,873	—
集团的陳情 (件数)	871	2,004	2,089	1,973	1,808	—
(人数)	15,005	36,176	45,591	31,787	28,353	—
合 計 (件数)	9,863	13,736	13,289	13,029	12,681	22,723
(人数)	23,997	47,908	56,791	42,843	39,226	190,125

* 1905年は審査された件数（請願も含む）、他は申立てられた件数

立てが多いが、関与している労働者の人数からみると集团的な申立ての方が大きい位置を占めている。1902年版『報告集成』は、個人的なものが減少し、集团的なものが増加する傾向にあるのではないかと¹²⁾のべている。1905年については、申し立てられたものの数値ではなく、審査されたものの数値である。その意味では少な目に出ているかも知れないが、一方では、陳情と請願とが区別されていないので、その点からは多めになっていると考えられる。1905年の数値については、工場支配人が労働者に関して訴えた件数がさほど増加しなかったのに、労働者が工場支配人を訴える数値が件数で2倍、人数で4～5倍になっていることが特徴的である。また、大衆ストライキの展開のなかで、陳情が個人的か集团的かの区別などはもはや重要とはいえなくなったのであろうか、分類されていない。

工場支配人に関する労働者の陳情の申立て動向を工場管区別に仕わけしてみたものが第39表である。個人的陳情の件数は管区別にわけても安定している。大量の労働者をかかえた管区では当然に件数も多くなっているが、労働者数に対する申立て数の比率は、キエフ、ポボルジ、ハリコフなどの方が大きいようである。その点では集团的陳情についても同様のことがいえる。しかし集团的陳情の、とくに関与労働者数の動向をみると、個人的なその数値の安定性に比して、不安定である。そこには、労働者の初歩的団結が、うねりのように形成されはじめているのではあるまいか。ここでも工場監督官

第39表 工場支配人に関する労働者の陳情・工場管区別構成

	ペテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
個人的陳情						
1901	2,434	2,647	2,802	1,363	814	1,672
1902	2,503	2,325	2,275	1,399	1,162	1,536
1903	2,436	2,157	2,446	1,426	1,087	1,504
1904	2,652	1,932	2,283	1,452	1,042	1,512
集団的陳情 (件数)						
1901	337	643	298	239	170	317
1902	322	610	341	220	292	304
1903	330	472	307	309	279	276
1904	270	412	368	285	245	228
(人数)						
1901	5,981	18,495	3,757	2,828	1,677	3,438
1902	7,146	26,333	3,555	1,982	2,414	4,161
1903	11,464	8,306	2,568	4,468	1,993	2,988
1904	6,076	9,626	3,820	4,551	2,024	2,256

たちは、個人的陳情よりも集団的陳情の場合に、集団的陳情の中では規模の小さいものよりも大きいものの場合に、事務所での審査にはとどまりえず、直接に現地におもむいている。第40表にみるとおりである。

第41表で労働者の陳情を事由別にみると、一番重要視されているのが賃金であることがわかる。「賃金の遅欠配」,「賃金算定の不正と賃金減額」,「不正な罰金」,「不法な賃金控除」といった項目、なかんずく「賃金の遅欠配」が大きな位置を占めている。前借金、およびそれと結びついた極端な低賃金という形をのこしながらも、遅欠配というあらたな超過搾取の方法が重要性を増しているであろう。これとならんで重視されているものは、「期限前解雇」である。これは、契約の牢固性の原則への違反として、労働者の期限前退去と対をなすものである。資本にとっても長期雇用制は不適當なものとなりつつあることを示唆している。なお、1905年の項の合計には a, b, c, d も含まれている。

労働者の陳情の事由を個人的陳情と集団的陳情とにわけてみると、いくつ

第40表 工場支配人に関する労働者の陳情処理状況

	前年より もちこし	当 年 に 申 立 て	現地で審査	事務所で 審 査	翌年もち こ
個 人 的 陳 情					
1900	71	8,992	3,791	5,163	109
1901	91	11,732	5,257	6,460	106
1902	106	11,200	5,160	6,100	46
1903	46	11,056	5,105	5,956	41
1904	41	10,873	4,611	6,254	49
集 団 的 陳 情 (件 数)					
1900	3	871	579	285	10
1901	10	2,004	1,289	719	6
1902	6	2,089	1,358	731	6
1903	6	1,973	1,237	733	9
1904	9	1,808	1,092	723	2
(人 数)					
1900	516	15,005	13,288	2,180	53
1901	80	36,176	30,025	6,184	47
1902	47	45,591	38,812	6,799	27
1903	27	31,781	25,921	5,831	62
1904	62	28,353	20,178	8,227	10

かのことに気づく。期限前解雇（事由番号1）と旅券の不支給（事由番号17）とでは、個人的陳情が優位を占めている。第42表にみるごとくである。そうした理由の不満については、労働市場内部の個人的行動で解決してゆこうとする、またそれがある程度可能でもある社会が形成されつつある、ということであろう。1861年からすでに40年を経ている。とはいえ、一方では、そうした事由についてもなお、申立てられたものの半分近くは集団的行動を媒介しなくてはならないでいる、という点には、ロシアの近代の限界があらわれてもいるのである。ところで、それらに比して、賃金や労働時間に関連する事由（事由番号2, 3, 12, 13など）は、圧倒的に集団的に申立てられている。これらは、資本の集積過程の進行に条件づけられた労働者の行動の萌芽であるといってよいであろう。陳情事由の工場管区別構成も作成してみたが、特に注目すべきことといえば、不正な罰金（事由番号16）についての訴えが

ほとんどモスクワ管区で発生していることである。罰金制度そのものが、モスクワ管区でこそ大幅に機能していたものであるから当然であろう。なお、ペテルブルグ管区における事由番号2、およびハリコフ管区における事由番号1の数値は、それぞれのちに触れる理由によってやや特殊である。

労働者の陳情した事由のうち、どの程度が法律の条項に照らして根拠ありとみとめられたのであろうか。第43表が示すところによると、過半は根拠ありとみとめられている。しかし、みとめられていないものも多いわけである。

第41表 工場支配人に関する労働者の陳情・事由別構成 I

	1901	1902	1903	1904	1905
1. 期限前解雇	12,370	8,484	8,148	8,758	21,750
2. 労働時間短縮	3,024	2,796	3,012	2,108	6,639
3. 時間外労働強制	2,250	3,274	2,263	2,899	4,352
4. その他労働後間についての雇用条件違反	1,335	6,013	1,544	3,566	5,585
5. 他の職にかわるよう強制	1,023	7,869	873	1,386	996
6. 住居についての雇用条件違反	811	1,244	1,116	871	6,730
7. 賄についての雇用条件違反	809	1,643	496	1,064	1,421
8. 医療扶助についての雇用条件違反	1,355	1,509	1,540	775	1,411
9. 売店での物品販売についての不正	819	906	921	391	527
10. 賃金支払手帳あるいは引換票の不支給	1,560	1,243	1,672	1,324	1,230
11. 賃金支払手帳への不正な記入	816	1,718	1,523	814	1,947
12. 賃金遅欠配	12,476	12,930	9,870	10,362	13,393
13. 賃金算定の不正と賃金減額	7,639	22,029	8,872	6,510	14,703
14. 賃金のかわりに賄や物品でうけとるよう強制	39	296	978	552	413
15. 不法な賃金控除	913	2,611	1,664	741	3,894
16. 不正な罰金	3,494	2,746	1,858	1,479	367
17. 旅券の不支給	1,311	1,376	1,273	941	2,737
18. 粗暴な態度または殴打	1,366	3,604	2,289	1,275	6,855
19. 決定された罰金基金からの扶助金の不支給	63	42	58	32	1,643
20. その他雇用条件違反	3,685	5,481	5,059	4,508	105,626
合 計	57,158	87,813	55,029	50,356	240,519
a 労働力損傷補償額の不充分または不支給	—	—	—	—	4,608
b 疾病後の就業拒否	—	—	—	—	6,605
c 悪い原料その他による低賃金	—	—	—	—	26,629
d 就業証明不支給	—	—	—	—	460

第42表 工場支配人に関する労働者の陳情・事由別構成 II

事由番号	(1901-1904). 計		1901年 工場管 区 別					
	個人的	集团的	ベテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
1	19,707	18,051	1,297	1,432	1,993	1,094	961	5,593
2	581	10,358	2,146	325	150	86	25	292
3	1,024	9,661	106	1,209	216	127	255	337
4	657	11,801	115	409	65	217	21	508
5	1,462	9,691	100	508	85	98	88	144
6	363	3,679	55	536	16	11	45	148
7	210	3,802	22	573	15	65	23	111
8	1,859	2,210	75	62	1,071	42	28	77
9	107	2,930	16	767	—	—	6	30
10	2,045	3,754	258	286	273	195	158	390
11	1,242	3,629	378	178	46	66	31	117
12	8,740	36,916	2,323	2,609	1,696	1,627	812	3,409
13	5,432	18,917	1,037	2,512	871	554	262	2,403
14	122	1,743	8	8	6	3	12	2
15	1,226	4,703	120	121	168	126	145	233
16	2,031	7,546	410	2,557	267	34	41	185
17	2,660	2,241	345	375	105	109	141	236
18	2,527	6,006	348	161	367	123	70	297
19	183	12	27	8	10	5	10	3
20	2,976	15,757	345	2,179	324	406	101	330

第43表 労働者の陳情審査結果 I

	個人的陳情			集团的陳情			合 計		
	事由数	うち根拠 ありとみ とめられ たもの	比 率	事由数	うち根拠 ありとみ とめられ たもの	比 率	事由数	うち根拠 ありとみ とめられ たもの	比率
1901	14,319	8,641	0.57	42,839	28,134	0.66	57,158	36,775	0.64
1902	13,883	8,433	0.60	73,930	39,102	0.43	87,813	47,535	0.54
1903	13,596	8,133	0.60	41,433	32,110	0.77	55,029	40,243	0.73
1904	13,339	8,233	0.62	37,017	22,394	0.74	50,356	35,627	0.71
1905	—	—	—	—	—	—	240,519	130,386	0.54

概していえば、個人的陳情の方が集团的陳情よりも、みとめられていないものの比率が高い。これはおそらく、個々の労働者が法規の内容について理解にとぼしく、労資関係の細かな事実認定について充分ではないので、工場監督官からみれば見当ちがいのことを申立てる例がかなりあるからであろう。集团的陳情になると、その先頭には、当然、経験のゆたかな、平均以上の認識能力をもった個人がたつてであろうから、申立ては的を射ることが多くなるであろう。しかし、それとともに興味深いことに、集团的陳情の急増した1902年には、むしろ集团的それの方が根拠ありとみとめられた比率が低下しており、また同じく1905年にも、事由数の激増とともにみとめられたものの比率が低下している。これは、1902年版『報告集成』が総論でのべているように、労働者はしばしば陳情と請願の区別がつかず、請願として出すべきものを陳情として出してしまうことがあり、労働者の行動が大きくなる¹³⁾ときほど、陳情ではなくて請願として出すべき積極的要求の比率がましてゆく傾向があることを、示唆しているものであろう。

第44表 労働者の陳情審査結果 II

(1901—1904)

事 由 番 号	ベテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
1	0.52	0.55	0.65	0.71	0.67	0.30
2	0.90	0.60	0.73	0.41	0.94	0.67
12	0.89	0.84	0.85	0.91	0.88	0.53
13	0.83	0.40	0.71	0.53	0.74	0.46
16	0.28	0.25	0.36	0.32	0.41	0.47
17	0.68	0.70	0.67	0.85	0.87	0.83

申立てられた事由のうち根拠ありとみとめられたものの比率

第44表は、労働者の陳情の中からいくつか重要な事由を取りあげて、根拠ありとみとめられたものの比率を1901年—1904年の平均で工場管区別に示したものである。事由の種類によって、それがみとめられる比率には若干の差異がある。罰金についての陳情が根拠ありとみとめられる比率がとくに低く

あらわれていることが注目される。法律の定めた基準と、労資関係の歴史的変化に伴う労働者の権利意識とが、ここにおいてとくに激しくずれているものと推定される。つぎに、同じ事由について工場管区ごとの差異をみると、これまた若干のバラツキがみとめられる。ところが、このバラツキの大部分は、労働者の陳情行動のうねりで説明がつくのである。第44表のゴチの部分、第45表の当該部分と照合してごらんいただきたい。まず、事由番号1については、ハリコフ管区の数値がとくに低いが、それは、1901年にハリコフ

第45表 労働者の陳情行動のうねり I

	1901	1902	1903	1904
1. ハリコフ管区	<u>559</u> 5,593	<u>668</u> 1,193	<u>649</u> 1,093	<u>838</u> 1,239
2. ベテルブルグ管区	<u>2,122</u> 2,146	<u>130</u> 186	<u>754</u> 833	<u>789</u> 1,035
2. キエフ管区	<u>80</u> 86	<u>63</u> 88	<u>208</u> 867	<u>157</u> 172
12. ハリコフ管区	<u>1,025</u> 3,409	<u>810</u> 990	<u>785</u> 930	<u>613</u> 749
13. モスクワ管区	<u>2,115</u> 2,512	<u>4,621</u> 17,011	<u>1,199</u> 1,619	<u>1,236</u> 1,812
13. ハリコフ管区	<u>628</u> 2,403	<u>782</u> 1,198	<u>503</u> 706	<u>325</u> 578
16. モスクワ管区	<u>1,108</u> 2,557	<u>144</u> 2,069	<u>69</u> 782	<u>116</u> 342

分母は申立て事由数

分子はうち根拠ありとみとめられた事由数

管区で膨大な申立てがあり、かつほとんどみとめられなかった、という事件の影響である。事由番号2についてベテルブルグ管区をみると、ここでは反対に、同じく1901年に陳情活動のもり上がりがあり、ほとんど全部が根拠ありとみとめられている。その他についても同様であるが、件数がふくれあがるときには、大量にみとめられたり大量にみとめられなかったり、いずれにしろ平均的な数値からの偏差が大きくなっているのである。事由番号16についてモスクワ管区をみると、1901年には大量の申立てと、みとめられた事由

の比率の上昇があり、つづいて1902年には、大量の申立ては継続し、しかし根拠ありとみとめられる比率は急激に低下し、1903年、1904年とつづいて、こんどは申立てそのものが急激に減少している。労働者状態の深部からの海鳴りを感じないであろうか。第47表は、第44・45表でとり上げなかった事由についての、とくに目だった動きを抽出して示したものである。管区ではなく、県別で示してある。

第46表 労働者の陳情行動のうねり II

		事由 番号	申立て事由数	うち根拠ありとみとめられた数
1901	モスクワ県	3	1,042	920
1902	モスクワ県	3	1,693	1,366
		4	4,605	707
		5	6,632	1,380
1903	ベテルブルグ県	4	966	966
1904	タヴリダ県	4	1,322	471
1904	モスクワ県	3	1,629	1,301
		4	1,466	1,369

ところで、労働者の陳情を工場監督官が根拠ありとみとめれば、次にどうなるのであろうか。もちろん、工場監督官の示唆のとおり、労働者の不平原因をとり去った工場支配人もあったことであろう。しかしそれが全部であったわけではない。1902年版『報告集成』の記すところによると、ワルシャワ管区工場監督官は、工場支配人たちが工業法規第105条第4項を自分たちに都合よく解釈し、労働者が何かちょっとしたでも抗議すると、契約破棄の合法的理由たる不遜な言動、粗暴な行動、不精確な作業といったものを適用しようとする、と報告している。エカテリノスラヴ県主任工場監督官も、第105条第4項が、どんな不遜な言動が契約破棄原因になるかをはっきり示していないので、南部ロシアの何ら事前に教育をうけなかった職長やロシア語を知らぬ外国人職長が労働者に悪罵ときに腕力による抑圧を行なうと、これに対し労働者が悪罵で応答し、そしてそれが契約破棄理由とされている、と報告している。また、ポボルジ管区工場監督官ののべるところによると、根拠あ

りとみとめられた陳情のかなりの部分は、不正に解雇を行なっても工場支配人に対し何らの司法制度上のまた行政制度上の責任も設定されえないという、法律の欠陥の結果である。だから、監督官が労働者の陳情を審査し、そこに根拠ありとみとめても、工場支配人は合法的な労働者の請求権に同意しないのである。すると工場監督官は、工場支配人の責任を追及するのではなく、労働者に対し、君の陳情は根拠があるが、それを満足させるためには法廷に訴えなくてはならないのだ、とつづることになる、と。モスクワ管区工場監督官は、工場主の側からの期限前解雇がそのような状態にあるときに、労働者の側からの期限前退去のみが民事的権利侵害なのに刑事責任を追及される刑法51¹⁴条は、不公平であり、有益ではない、とのべている。

いま一つの大きな事由たる賃金遅欠配について、『報告集成』は次のようにのべる。この点についても、工業法規第98条は、そうした場合に労働者は法廷に訴え出ることができるし、また雇傭契約を破棄することもできる、と規定していた。しかし、労働者が法廷に訴えることは容易でないし、とくにその遅欠配の額が小さいときは、实际的でない。かつ通常、労働者は契約の破棄よりは仕事を継続することを望んでいるのである。こうした場合、監督機関は全く無力であって、工場支配人に司法制度上かあるいは行政制度上で刑事責任を追及できるようにすることがのぞましい。モスクワ管区工場監督官ののべるところによると、彼の配下でこの問題を取り扱っている主任工場監督官たちは、工業法規第98条に追加して、工場所有者の法廷における刑事責任を確立させるか、あるいはそのかわりに地方の工場鉱山問題審判所に賃金遅欠配に科のある工場所有者に罰金をかける権利を与えたらよい、との意見であった、と。¹⁵専制の庇護ぶりは、労働者にとってまことに心もとない。

その点から第47表を第43表と比較しながらみると、興味深い事実があらわれる。第47表は関与した労働者数で集計されているのに対して、さきの第43表は事由数で集計されているので、厳格な比較は不可能なのであるが、第43表の比率と、第47表のC/AおよびF/Dをくらべると、個人的陳情と集団的陳情との間には同様の関係がみとめられるのである。さらに第43表において

第47表 労働者の陳情審査結果 III
(労働者数)

	1901	1902	1903	1904
個人的陳情				
根拠なしとして却下	3,576	3,521	3,469	4,266
申立て人の取下げ	138	104	107	221
和解成立 (A)	6,230	5,828	5,874	6,969
法廷もちこみ助言 (B)	1,375	1,399	1,236	1,416
未了	398	408	375	462
計 (C)	11,717	11,260	11,061	13,334
集团的陳情				
根拠なしとして却下	7,499	9,753	6,393	5,582
申立て人の取下げ	32	78	101	311
和解成立 (D)	25,435	31,083	21,957	27,260
法廷もちこみ助言 (E)	2,352	4,314	2,462	2,867
未了	891	386	839	989
計 (F)	36,209	45,614	31,752	37,009
A/B	0.53	0.52	0.53	0.52
B/C	0.12	0.12	0.11	0.11
D/F	0.70	0.68	0.69	0.74
E/F	0.06	0.09	0.08	0.08

根拠ありとみとめられた事由の比率における個人的陳情と集团的それとの差よりも、第47表における和解成立の比率における差の方が大きくあらわれている。この事実と、第47表における B/C と E/F，すなわち工場監督官がやむなく労働者に法廷もちこみを示唆したものの比率が、集团的陳情において低くあらわれている事実とを合してみると、専制的な慈惠的労働政策のかげから、賃労働者の団結の力がかいまみえてくるであろう。

法律に照して違法であるか否かの判断を下すにとどまらず、一步進んで、雇用契約その他契約内容の実質についての労資間における一方の側からする相手方への不満を、契約内容の修正をも含めた手段により解消することを仲介する工場監督官の活動があった。これは、契約の牢固性の原則に立って、労資双方に対して契約の遵守をすすめる、あるいは強制する、といった活動を

こえた、労資関係への工場監督官の介入 *вмешательство* であった。契約の形式的条件の遵守を監督することから、契約の実質的内容に関与することへの移行がある。専制の労働政策としては、いずれにしる労資関係の不安定が専制を動揺させることがないように、という目的をもつ点で共通している。そうした介入は、労資間の「誤解」を解消すべく助力してほしい、と労資の一方からする工場監督官への請願 *просьба* を、工場監督官が受理 *принять* することではじまる。介入が成功すると労資は合意に達する。契約条件の修正を介し、かつそこに第三者が関与することにより、労資が当面の合意を達成するということ、しかもそれが、一方の側からのいわば申請により行なわれるということ、これらの点からみるならば、これは発達した労資関係におけるあっせん活動に似ている。事件に関与する労働者数が大きくなり、その労働者たちの意識性と組織性が増大すれば、工場監督官の介入は文字どおりのあっせん活動に近づく。とはいえ、帝政ロシア労働政策のこの段階では、ストライキ権は全くみとめられていない。さらに、請願は全く個人的にも行なわれうるのであり、個人的陳情と大差ないものがそこに含まれているのである。

第48表は工場支配人の側からの請願の受理数を示している。年次別にみると件数は横ばいであるが、関連する労働者数は減少傾向を示している。大量に労働者をかかえるペテルブルグおよびモスクワ管区において、その傾向はとくに顕著である。ワルシャワ、ハリコフなどの辺境部においては多少うごきがことなっている。請願にもとづく工場監督官の介入は、いま触れたように内容に幅のあるものであるから、この表のみから、かつみじかい期間について、多くのことを読みとるわけにはゆかない。とはいえ、少なくともペテルブルグおよびモスクワ管区においては、ブルジョアジーの専制からの独立性がつかよまっていることをみてよいであろう。ブルジョアジーは、ますます自力でプロレタリアートと対決しようとしている。そう考えると1905年革命以後の動きと整合的に理解できる。

受理された請願にもとづいて、工場監督官が次の活動を行なう。工場監督

第48表 誤解の解消への協力請願
(工場支配人からの)

		1901	1902	1903	1904
ベテルブルグ	件 数	58	30	42	67
	労働者数	10,903	1,167	1,719	1,087
モ ス ク ワ	件 数	48	29	26	23
	労働者数	16,105	1,521	1,393	753
ワ ル シ ャ ワ	件 数	63	43	74	152
	労働者数	1,577	773	867	2,303
キ エ フ	件 数	27	38	32	15
	労働者数	365	789	1,080	437
ボ ボ ル ジ	件 数	22	22	16	8
	労働者数	548	107	497	156
ハ リ コ フ	件 数	36	116	67	40
	労働者数	419	11,949	5,064	6,181
合 計	件 数	254	278	257	305
	労働者数	29,917	16,306	10,620	10,917

官は、積極的に介入すべきか、介入することを拒否すべきかを判断する。介入しても成功するとはかぎらない。したがって、介入し成功した事件、介入したが成功しなかった事件、却下された отклонены 事件の区別が生ずる。^(註)第49表がその構成を示している。介入し成功しているものが各年度において大半を占めていること、前年からの、また翌年へのくりこし事件が全くないこと、が注目されるのである。第48表にみるように、工場支配人から請願される事件は、当然のこととして関与する労働者数がある程度に達している。労働者個々人が相手のときには、工場支配人は自力で解決するであろう。工場支配人が請願するような事件は、専制にとっても重要である、ということになろうからである。

[註] 受理したが介入の要なしと工場監督官が却下したものであって、

その中には、請願の事由が根拠なしと判断されたもの、および工場

監督官の機能を超えた事件であると判断されたものなどが含まれて

¹⁰⁾ いるようである。

第49表 工場監督官の介入結果

(工場支配人の請願した事件)

	前年から くりこし 数	当年度請 願受理数	介入し成 功	介入し不 成功	却 下	翌年へく りこし数
件 数						
1901	0	254	179	14	61	0
1902	0	278	199	44	35	0
1903	0	257	177	27	53	0
1904	0	305	227	24	54	0
労働者数						
1901	0	29,917	21,516	5,912	2,489	0
1902	0	16,306	8,176	4,518	3,612	0
1903	0	10,620	8,556	993	1,071	0
1904	0	10,917	9,902	356	659	0

工場支配人の請願した事件を事由別に集計した表から構成したものが第50表である。この原表を観察するに、工場管区別および年次別に、事由数の算定方法に統一性がないようにみうけられる。とりあえず1903年と1904年の数値を合計して示した。この表は、そうした事情からして、各工場管区のそれぞれについて、各事由のウエイトをみるのには利用できるが、各工場管区を比較することには利用できない。そうした制約つきでこの表をみても、ペテルブルグ管区では雇用条件変更に関する事件の比率が大きいのに、モスクワ

第50表 工場支配人の請願・事由別管区別構成（1903, 1904）

	雇用条件の 変更	秩序びんらん	そ の 他	計
ペ テ ル ブ ル グ	1,535	573	726	2,834
モ ス ク ワ	782	734	1,075	2,491
ワ ル シ ャ ワ	1,001	773	1,492	3,266
キ エ フ	861	89	570	1,520
ポ ボ ル ジ	552	97	4	653
ハ リ コ フ	55	25	40	120
計	4,686	2,291	3,907	10,884
うち合意に達した数	4,079	1,655	3,093	8,854
比 率	0.87	0.72	0.79	0.81

管区では秩序びらん事件のウエイトが高いこと、キエフ管区ではペテルブルク管区以上に雇用条件変更に関する事件の比率の高いことが注目される。モスクワ管区は労資関係がペテルブルグ管区よりも古風なこと、キエフ管区では労働者の勝手な退去と何らか関連をもつ事件がここでもあらわれているらしいこと、がみてとれるであろう。

第51表、第52表、第53表は、同様の集計を労働者から出された請願について行なったものである。受理された件数は、工場支配人側から出されたそれに比してひとけた大きい、1件あたりの関与労働者数はこれまたひとけた小さい。原表をみると1件1人という請願がかなりの事例みとめられるのである。陳情とさしてちがわぬ請願が多かったことを示唆している。第52表は受理された事件の行方を示している。半数前後は介入し成功している。なお、この表も、さきにものべたような各年次『報告集成』間の不統一がみられる。くりこし件数もびったり一致していない。第53表の事由別構成は、第50表と対比しうるよう1903年と1904年の数値の合計で構成した。『報告集成』で立て

第51表 誤解の解消への協力請願
(労働者からの)

		1901	1902	1903	1904
ペテルブルグ	件 数	886	2,439	845	1,397
	労働者数	8,685	3,116	5,578	3,029
モ ス ク ワ	件 数	1,098	1,288	1,220	1,399
	労働者数	9,730	17,166	12,498	7,697
ワ ル シ ャ ワ	件 数	1,386	1,499	1,550	2,088
	労働者数	2,717	2,591	3,741	2,980
キ エ フ	件 数	306	409	595	527
	労働者数	388	519	2,048	2,366
ボ ボ ル ジ	件 数	113	319	318	387
	労働者数	192	514	989	1,082
ハ リ コ フ	件 数	544	617	696	1,068
	労働者数	942	1,498	3,901	6,541
合 計	件 数	4,333	6,571	5,224	6,866
	労働者数	22,654	25,404	28,755	23,695

第52表 工場監督官の介入結果

(労働者の清願した事件)

	前年から くりこし 数	当年度請 願受理数	介入し成 功	介入し不 成功	却 下	翌年へく りこし数
件 数						
1901	?	4,333	2,191	977	1,165	?
1902	14	6,571	2,738	1,177	2,605	65
1903	67	5,224	2,821	1,010	1,394	66
1904	65	6,866	3,837	1,386	1,558	150
労働者数						
1901	?	22,654	14,614	1,890	6,150	?
1902	25	25,404	11,189	5,120	9,054	66
1903	71	28,755	18,138	3,004	7,618	66
1904	65	23,695	15,966	4,470	3,173	151

第53表 労働者の請願、事由別管区別構成

(1903—1904)

	災害補償 不支給又 は額の不 足(死亡 けが)	同 左 (疾病)	継続就労 拒否(病 後など)	低賃金 (不充分 な賃率 など)	罰金基 金からの 扶助金 出さず	就業証 明不支給	その他	計
ベ テ ル ブ ル グ	708	344	479	2,346	305	229	4,176	8,687
モ ス ク ワ	706	292	1,069	10,018	707	58	46,026	58,876
ワ ル シ ャ ワ	1,398	651	1,001	966	600	170	2,479	7,065
キ エ フ	386	163	369	2,439	140	27	3,379	6,903
ボ ボ ル ジ	270	184	428	733	33	7	453	2,108
ハ リ コ フ	714	144	1,005	2,438	147	177	6,542	11,167
計	4,282	1,778	4,351	18,740	1,932	668	63,055	94,806
うち合意に達した数	2,352	709	2,346	10,320	1,493	450	20,084	37,754
比 率	0.55	0.40	0.54	0.55	0.77	0.67	0.32	0.40

られている分類は、罰金基金からの支出、労働災害への補償、継続就労など、帝政ロシア労働政策の立場からみて重視されるものが柱とされている。しかし、事由件数からみて圧倒的なのは「その他」である。これは、工場支配人からの請願を事由別に構成したときも「その他」が大きな位置を占めていた

こととも照応する。労資対立の原因を除去することを主要任務としたはずの工場監督官は、またその上部の大蔵省工業部は、諸原因を適確に把握、整理できないでいる。さらに、分類で項を立てられたものの中では、賃金水準の問題が、まことに当然のことながらも第1位を占めるにいたっている。契約の実質的内容の中心は、賃金以外ではありえない。専制も、そのことを蔽いかくすことができない。

第50表の下欄と第53表の下欄を比較してみると、工場支配人の請願した事件の方が労働者の請願した事件よりも、総じて合意達成率が高いようにみとれる。もしそうであるとすれば、一般に請願した当の側よりも、相手側の方がより少く譲歩したとは考えにくいから、工場監督官の介入の制度自身の全体的位置づけがその事実からうかび上がることになる。つまり、労働者は、何かの要求を満してもらうために工場監督官のもとに請願しても、工場支配人が同じように請願した場合にくらべれば、満足のゆくことが少ない、ということである。そのことをたしかめるために、第54表と第55表を作成した。まず第54表についてみると、介入成功度は年度によってかなり動揺している。1902年にその度合が全般的に低下していることが注目される。とはいえ、そうした変化をもつらぬいて、つねに、工場支配人側からの請願によるものの

第54表 工場監督官の介入成功率

	工場支配人が請願した事件			労働者が請願した事件		
	介入し成功	介入し不成功	却下	介入し成功	介入し不成功	却下
件 数						
1901	0.70	0.06	0.24	0.51	0.23	0.27
1902	0.72	0.16	0.13	0.42	0.18	0.40
1903	0.69	0.11	0.21	0.54	0.19	0.27
1904	0.74	0.08	0.18	0.56	0.20	0.23
労働者数						
1901	0.72	0.20	0.08	0.65	0.08	0.27
1902	0.50	0.28	0.22	0.44	0.20	0.40
1903	0.81	0.09	0.10	0.63	0.10	0.26
1904	0.91	0.03	0.06	0.67	0.19	0.13

第55表 事由別請願合意達成率

(1903, 1904)

	ベテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
工場支配人からの請願						
雇用条件変更	0.84	0.68	0.88	0.93	0.96	0.82
秩序びんらん	0.82	0.43	0.91	1.00	0.96	0.64
その他	0.66	0.57	0.97	0.92	0.50	0.73
計	0.79	0.58	0.91	0.93	0.96	0.76
労働者からの請願						
怪我死亡の補償	0.58	0.59	0.48	0.54	0.63	0.65
疾病への補償	0.40	0.38	0.29	0.49	0.66	0.49
継続就労拒否	0.35	0.41	0.35	0.55	0.75	0.86
低賃金	0.31	0.50	0.54	0.62	0.87	0.78
罰金基金よりの扶助	0.72	0.85	0.68	0.95	0.82	0.72
就業証明	0.62	0.71	0.70	0.74	0.43	0.71
その他	0.97	0.12	0.76	0.80	0.81	0.87
計	0.67	0.20	0.59	0.70	0.79	0.82

方が労働者側からのそれにくらべて成功の度合が大きくあらわれているのである。第55表をみても同様である。工場管区ごとにわけても合計欄でみればすべてについていえる。事由別の計数もほぼ安定している。工場支配人からの請願のその他の欄でポボルジ管区の分と、労働者からの請願のその他の欄でモスクワ管区の分は、全体の傾向からずれているが、前者は事由絶対数が少ないためであり、後者はそれが極端に多いためであると判断される。

とりわけ成功度合の低かった1902年の『報告集成』は、その総論の部で次のようなことを叙述している。すなわちモスクワ管区工場監督官のかたるところによると、労働者の要求はしばしば公正な справедливый ものであったが、現行の法からいってこれを根拠づけうるというものでもなく、そうした性質をもった事由の大部分については、工場監督官の介入は成功しなかった。工場主たちは労働者の要求が法的にみて不安定なものであることを知っていて、自分の利益を譲歩することを望まず、事件を法廷にもちこむほう

を選ぶ。労働災害や老令への補償事件がそうであった。同じようにして賃率が不適切なために低賃金になっているという事由についても、工場監督官の介入は成功しなかった。また、介入が成功するかしないかに、工場支配人の態度が大いに関係する。ときおり、支配人は発生した誤解を和解するにあたっての工場監督官の活動に協力したが、そうした例は少ない。その反対の場合がはるかに多いのであって、工場支配人は極端な非妥協性を示し、工場監督官の介入の中で、自分たちの権威が労働者の面前でくずされ、自分たちの権利と権力が侵害されるのだとみて、ありとあらゆる妨害をおこなった。そして多くの工場支配人は、自分たちの不満を、工場監督官のもとにおもむいた当の労働者にむけるので、うたがいもなくそうした事情から、結果をおそれて労働者は工場監督官のもとをおとずれるのが遅れがちであり、工場監督官の介入に助けを求めようと決心した労働者であっても、自分の名前を、また自分が来たことを、秘密にしてほしいとたのむのである、と。また、多くの監督官たちの意見では仲裁裁判所が必要であり、その制度のもとでは、工場監督官の介入により達成する和解を労資双方にとって義務的にするのがよい¹⁷⁾、と。

工場監督官たちは、自分たちの介入の成果についてそのように反省しながらも、しかしあくまでも専制の官僚として、自分たちあるいはそれに類似の機関の権能拡大をつうじて社会不安を除去しようと考えている。そして自分たちの介入が実際に成果を上げているのだということを示すために、未然に防止されたストライキについて集計を行なっている。第56表がそれである。未然に防止されたストライキとは、労働者たちが集団をなし、要求が容れられなければストライキをすると威嚇しているような事態の中で、工場監督官が何らかの活動によって介入し、結局において事なきを得た、という事件のことである。このカテゴリーに入るか入らぬかで事件を振りわけるのは、工場監督官たちの判定によるわけであるから、いささか主観的な数値であり、それかあらぬか、1903年版『報告集成』が表の目次にも掲げたが、その他の年度では目次にのらず、またつねに、本表ではなく、総論の中の説明において

記載されているにとどまる。とはいえ、もし大規模なストライキを実際に未然に防いだものならば、そこにおける工場監督官の介入は、発達した労資関係におけるあっせん活動にかなり接近しているといえよう。

第56表 未然に防止されたストライキ

	ベテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	計
(件数)							
1901	10	26	23	5	11	8	83
1902	25	2	12	6	6	33	84
1903	49	21	47	31	14	58	220
1904	16	15	21	9	8	39	108
(紛争参加者数)							
1901	1,458	5,534	1,468	136	2,005	136	1,009
1902	5,411	247	264	240	2,940	6,222	15,324
1903	7,846	3,666	6,312	3,234	2,854	8,083	31,995
1904	5,865	2,857	7,957	662	295	8,308	25,944

第57表 ストライキ工場管区別構成

	ベテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	合計
(件数)							
1900	25	16	14	5	6	11	77
1901	24	19	39	21	9	9	121
1902	13	19	13	32	13	33	123
1903	41	89	67	140	9	33	379
1904	11	11	19	11	4	44	100
(参加者数)							
1900	4,411	4,400	10,214	146	425	685	20,281
1901	18,431	4,955	1,975	3,105	593	795	29,854
1902	3,974	12,311	3,559	1,961	713	9,676	32,194
1903	23,342	20,703	4,537	21,329	964	27,313	98,188
1904	8,150	3,473	3,332	481	8,511	10,434	34,381

上述してきたような工場監督官たちの多面的な活動によってしても、なお勃発してしまったストライキ забастовка の集計が第57表である。ストライキ件数をみても、参加者数をみても、1903年が山になっている。しかもその

波動は、各工場管区ごとに仕わけしてみてもかわらない。労働者の運動は一つの全国的な波となっている。第56表の未然に防止されたストライキについても、同じ波がみとめられる。

専制にとって必要なことは、不幸にして一旦はじまってしまったストライキは、これを一日も早くに消しとめることである。第58表はその意味で作成された原表からのものである。さしたる困難もなしに集計されえそうな損失労働日数は考慮されていないで、ストライキなどを発生させてしまった不都合な事業所の数の方が記録されている。生産資本の状態に当然な関心をふりむけるはずのブルジョア権力とことなり、専制はやはり治安維持にのみ関心をかたよらせている。第58表にみるかぎり、一旦ストライキが勃発するや、参加労働者数からみたストライキの規模は決して小さいとはいえないし、また継続日数も短いとはいえない。第59表はストライキに関する原表からと

第58表 ストライキ継続期間別構成

	～1日	～2日	～3日	～4日	～5日	～6日	～7日	～2週	～3週	3週～
(件数)										
1900	36	13	14	5	2	3	2	2	—	—
1901	32	16	14	6	8	6	4	10	—	25
1902	32	31	26	4	9	2	1	13	2	3
1903	69	70	64	39	28	31	13	54	5	6
1904	24	10	13	18	5	3	—	8	14	5
(参加者数)										
1900	5,773	3,533	3,841	264	121	4,830	1,809	110	—	—
1901	6,380	3,085	11,639	4,283	1,044	985	364	1,412	—	622
1902	6,170	5,172	8,771	6,202	1,748	70	20	930	196	2,915
1903	9,208	12,878	13,103	10,649	9,261	10,676	16,396	13,675	1,098	1,244
1904	4,813	1,588	3,051	4,495	856	543	—	11,729	3,892	3,409
(1件当り参加者数)										
1900	160.4	271.8	274.4	52.8	60.5	1610.0	904.5	55.0	—	—
1901	199.4	192.8	1058.1	713.8	130.5	164.2	91.0	141.2	—	24.9
1902	192.8	166.8	337.3	1550.5	194.2	35.0	20.0	71.5	98.0	971.7
1903	133.4	184.0	204.7	273.1	330.8	344.4	1261.2	253.2	549.0	207.3
1904	200.5	158.8	234.7	249.7	171.2	181.0	—	1466.1	278.0	681.8

第59表 大 ス ト ラ イ キ

	県	件 数	継 続 日 数	参 加 者 数
1900	ベトロコフスカヤ	1	6	4,660
	ベトロコフスカヤ	2	7	1,809
1901	ベテルブルグ	3	3	10,474
1902	ト ヴ ェ リ	1	4	1,060
	モ ス ク ワ	1	4	1,646
	リ ャ ザ ン	1	4	3,376
	モ ス ク ワ	1	21～	930
	ク タ イ ス ク	2	21～	1,985
1903	バ ク ー	1	7	9,579
1904	ニ ジ ェ ゴ ロ ド	1	14	8,189

件数が複数の箇所は合計参加者数

りわけ規模の大きいとみられるものを拾い出したものである。ここでめだつのは、1903年のバクーのストライキである。

第56表と第57表を、1903年と1904年の部分について比較してみると、ストライキの波の上下にゆられながらも、未然に防止されたストライキが位置をたかめ、したがって工場監督官のあっせん活動が効果をあげつつあるようにみえる。しかし、そうした効果は、労働者のストライキ運動を前提にしたうえでいえることであり、帝政ロシア労働政策の本旨からいえば、工場監督官による陳情・請願の処理がよろしきえて、未然に防止されたストライキすらもが減少することがのぞましいのである。だが、事態はそのようには進んでいない。第60表をみられたい。そこでは、工場管区別に、ストライキ参加者数と労働者側からの請願の合意達成率とが対照させてある。すべてのケースでとはいえないが、そこでは、ある年度にストライキ参加者が増大すると、翌年における労働者の請願の合意達成率が高まっている、という関係がかなり顕著にみとめられるのである。これときわだって異なった動きを示しているのが、1903—1904年のペテルブルグ管区であるが、このことは工場主協会がもっとも早くに活動開始していたのがこの地方であったことなども考えあわせて検討するべきであろう。帝政ロシア労働政策は、こうした事態の中で

第60表 ストライキ参加者数と労働者の請願合意達成率

	1900	1901	1902	1903	1904
ベテルブルグ管区					
ストライキ参加者数	4,411	18,431	3,974	23,342	8,150
低賃金に関する請願	—	0.64	0.81	0.53	0.19
モスクワ管区					
ストライキ参加者数	4,400	4,955	12,311	20,703	3,473
低賃金に関する請願	—	0.19	0.16	0.26	0.87
その他に関する請願	—	0.71	0.48	0.09	0.40
ワルシャワ管区					
ストライキ参加者数	10,214	1,975	3,559	4,537	3,332
低賃金に関する請願	—	0.55	0.90	0.74	0.59
キエフ管区					
ストライキ参加者数	146	3,105	1,961	21,329	481
低賃金に関する請願	—	0.98	0.35	0.08	0.93
ハリコフ管区					
ストライキ参加者数	685	795	9,676	27,313	10,434
低賃金に関する請願	—	0.95	0.30	0.70	0.96
その他に関する請願	—	0.47	0.74	0.63	0.95

(注) その他の請願とは第53表における「その他」の意味

専制の側からする介入活動をより効果的にするよう助けるはずのものととして、工場総代制を1903年法にもとづいて普及しようとしていた。しかしこれも遅きに失したもののようである。

1905年版『報告集成』は次のようにのべている。工場監督官の仲介調整活動は、当該年度において全くといってよいほど麻痺した。労資関係の分野でおこる事件は全く異なった状態を示し、工場監督官の介入は工場主の側からも労働者の側からも全く余計なものとなされた。1903年6月10日法の実施についていえば、多くの県で工場主たちの評議がひらかれ、また多くの県では最大規模の工場で総代を選出する試みもなされたが、その選出においてあまりにも多く工場所有者と行政当局からの介入がなされるもので、労働者たちがこの制度を信用せず、その理由により選出された総代もすべて事実上消

減した。法にもとづいた総代に急速にとってかわったのが、労働者から自由に選出された代表 депутат であり、しばしば抗争する双方の側からの代表者により構成される調整機関すら成立した。工場監督官の活動は、ブントその他の活動がおこなわれていた西部辺境においてもっとも困難であった。

1905年版『報告集成』はさらにつづけている。モスクワ管区工場監督官ののべるところによると、配下の県主任工場監督官たちは、工場監督官の仲介調整活動に対しますます否定的な見方をするようになっている。とくにこの年度においてはきわだっている。モスクワ管区の中の最も工業的な諸県の主任工場監督官たちは、異句同音に、大衆的ストライキのさいには工場監督官の介入努力は成功しないことを確認し、かつ、抗争している双方の同意や希望からはなれた、しかもその決定が双方に対して何ら義務的な性格をもたないような、しかも義務的な仲介者の役割が、工場監督官の位置をますます困難でデリケートなものにしていると主張している。工場監督官の介入の結果は、またあれこれの側からの不満をかっている。労働者の要求がその時点においてあまりに大きく、ゆえに実行不可能であるときも、監督官ののべる理由は労働者に敵意をもってうけとられるし、労働者からみるとそれは工場主の側に立って動くとする試みにみえる。工場主たちはといえば、譲歩ができるだけ少くてすむように、労働者の要求が全く公正なときでさえ、監督官たちが自分たちを支援するよう求めるのである。そして、工場監督官は労働者の側にばかり立つと非難する。そうした叱責から身を守るために工場監督官は交渉の全経過を通じてただの中継機関に передаточная инстанция とどまる。しかしそのときには調整者としての役割は零になる。そして一方では、近年、顕著な事実として、労働者の中の発達した階層が、自分たちの中から選出したものが独自に企業家と交渉し、そこで達成した合意を強化し登録するためにのみ工場監督官をおとずれるようにする努力をしているといった現象があらわれている。

こうした興味深い傾向をみとめながらも、1905年版『報告集成』はつぎのように意見をしめくくるのである。すなわち、工業の事情が平和的で通常の

・ 正常的な時期で、かつ個々の労働者が雇用契約の範囲内の問題について陳情あるいは請願し、工場監督官が法律の相応した条文にそって行動すればよいような事件については、工場監督官の仲介調整活動は成功した。陳情や請願が集団的なものとなり、労働者の要求が雇用契約で定められたわくからとびだし、むしろ雇用契約の条件の全体を自分の利益のために変更しようとするものとなり、工場監督官が、労資双方にとってとり入れるか否かはまったく任意であるような助言 совет の形で介入するようになると、工場監督官の仲介努力の成果は最低となった。かくて、大工業の発達とともに複雑になった工場内生活は、発生した誤解・抗争・衝突を成功裡に和解させるためには、仲介調整活動を工場監督官から切りはなし、特別の、より権限をもった、労資調整室や仲裁裁判所に移管する必要性についての思想を、ますます切迫したものとして示唆しているのである、と。¹⁸⁾ 1908年出版の報告なのだが、1905年からはじまった団結権、争議権の一部解禁と労資調整室設置との関連はのべられていない。

- 1) 拙著『ロシア労端政策史』, 139—140頁。
- 2) 同前, 148頁。
- 3) 同前, 139—140頁。
- 4) 1905年版 Свод, XXII頁。
- 5) 1904年版 Свод, XII頁。
- 6) 拙著, 前掲書, 149頁。
- 7) 同前, 205—206頁。
- 8) 1901年版 Свод, XX頁, 1902年版 Свод, XXVI頁, 1905年版 Свод, XXV頁。
- 9) 1905年版 Свод, XXV頁, 1903年版 Свод, XIII頁。
- 10) 1901年版 Свод, VII—IX頁。
- 11) 1902年版 Свод, XI頁。
- 12) 同前, XII頁。
- 13) 同前, XIX頁。
- 14) 同前, XVII—XVIII頁。
- 15) 同前, XVI頁。
- 16) 同前, XVIII頁。
- 17) 同前, XIX—XX頁。
- 18) 1905年版 Свод, XV—XVII頁。